

令和 6 年度嬉野市文書管理システム構築業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

嬉野市では、近年の情報通信技術の発達を踏まえ、市民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化、ワークライフバランスの実現等を図るため、文書管理の電子決裁による業務継続を確保する。

本業務は、電子決裁と嬉野市ファイリング文書管理に対応した文書管理システムを構築するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 6 年度嬉野市文書管理システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「令和 6 年度嬉野市文書管理システム構築業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限金額

24,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※保守管理費用・利用料等は含まない。

3 参加資格

- (1) 本業務を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 地方公共団体等において文書管理システムの導入実績を有していること。
- (3) 嬉野市一般競争(指名競争)参加資格者名簿(物品製造等)に登録されていること。なお、登録されていない場合は、参加申込書提出前までに登録手続きが完了していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(9) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」または「ISMS」の認証を有していること。

イ 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、または同等の個人情報保護のマネジメントシステムが確立していること。

4 スケジュール

内容	期間等
公募開始	令和6年8月29日(木)
仕様書等に関する質問表提出期限	令和6年9月5日(木) 17時
質問に対する回答	令和6年9月10日(火)
参加申込書の提出期限	令和6年9月13日(金) 17時
企画提案書等の提出期限	令和6年9月24日(火) 17時
プレゼンテーション	令和6年10月
審査結果の通知及び公表	令和6年10月

※状況により変更する場合があります。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月13日(金) 17時(必着)
- (2) 提出方法 郵送または持参
- (3) 提出書類 参加申込書(様式1)
- (4) その他 参加申込の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合には、辞退届(様式3)を提出すること。

6 質問の受付

- (1) 提出期限 令和6年9月5日(木) 17時まで
- (2) 提出方法 仕様書等に関する質問表(様式2)により、電子メール、FAX、郵送又は持参
- (3) その他 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、嬉野市ホームページに令和6年9月6日(金)までに掲載する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月24日(火) 17時(必着)
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (1) 提出物及び提出部数

- ア 業務内容に関する企画提案書（任意様式） 8部
- イ 会社概要及び過去の類似事業の実績の提示（任意様式） 8部
- ウ 3 参加資格（9）にかかる情報セキュリティ認定証等の写し 1部
- エ 見積書（任意様式） 1部

※構築業務費、保守管理費、利用料等、必要項目ごとに見積書を作成すること。保守管理費は5年（60月）分で作成し、5年・10年等で機器の更改、システムの更新（有料）等が必要であれば別に作成すること。

※見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載し、積算根拠の具体的な内訳を明らかにしたものとする。

※選考は、「提案」と「見積り金額」の総合審査により行う。

※提案書作成等に必要な費用は各自の負担とする。

8 選定方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において公平かつ客観的に審査を行い、提案内容の総評価点が6割以上かつ最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、総評価点が同点の場合、見積金額が最も低いものを選定する。

（1）プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び開催場所 令和6年10月、於：嬉野市役所 塩田庁舎

※開催日時等は、後日調整の上、参加申込書を提出した者全員に対して連絡する。

イ 提案者出席者数 3名以内

ウ プレゼンテーションに要する時間

概ね40分（説明30分、質疑応答10分）程度とする。

エ 注意事項

- ・提案者は、提出した書類に基づきプレゼンテーションを行う。
- ・企画提案書以外の追加提案・追加資料の使用は認めない。
- ・プレゼンテーションに要するパソコン、モニターは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

（2）評価項目 主な評価項目は下記のとおり。配点は公表しない。

項目	内容
サービス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績等は十分か、事業の実施体制は万全か。 ・セキュリティへの対応が十分であるか。 ・システムの故障等があった際に円滑にサービスを実施できる体制が整っているか。（休日、夜間の対応など） ・納入後のサポート対応が十分であるか。 ・職員への操作説明などの対応が十分であるか。

システムの性能の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等の内容を十分に満たすシステムとなっているか。 ・システムの操作性、安定性が確保されているか。 ・他システムとの連携機能は十分か。
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・構築業務費及び保守管理費等の総合的な評価を行う。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当する場合は、失格となることがある。

- ア 参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 見積額が委託上限額を超過している場合
- カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 審査結果の通知及び公表

受託候補者の選定後、参加者全員に審査結果を通知する。また、受託候補者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

10 契約事項

選定された受託候補者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

(1) 契約事項に関する規則

嬉野市財務規則に基づく。

(2) 契約保証金

嬉野市財務規則第 107 条に基づき、実績により判断する。

11 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、提案者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書について

ア 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効にするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合には使用することがある。

12 問合せ先

嬉野市役所 総合戦略推進部 広報・広聴課

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

電 話 : 0954-66-9115

F A X : 0954-66-3119

E-mail : info@city.ureshino.lg.jp